

第 71 回 栃 木 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部 会 議

日時 令和3(2021)年12月24日(金) 11:00～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

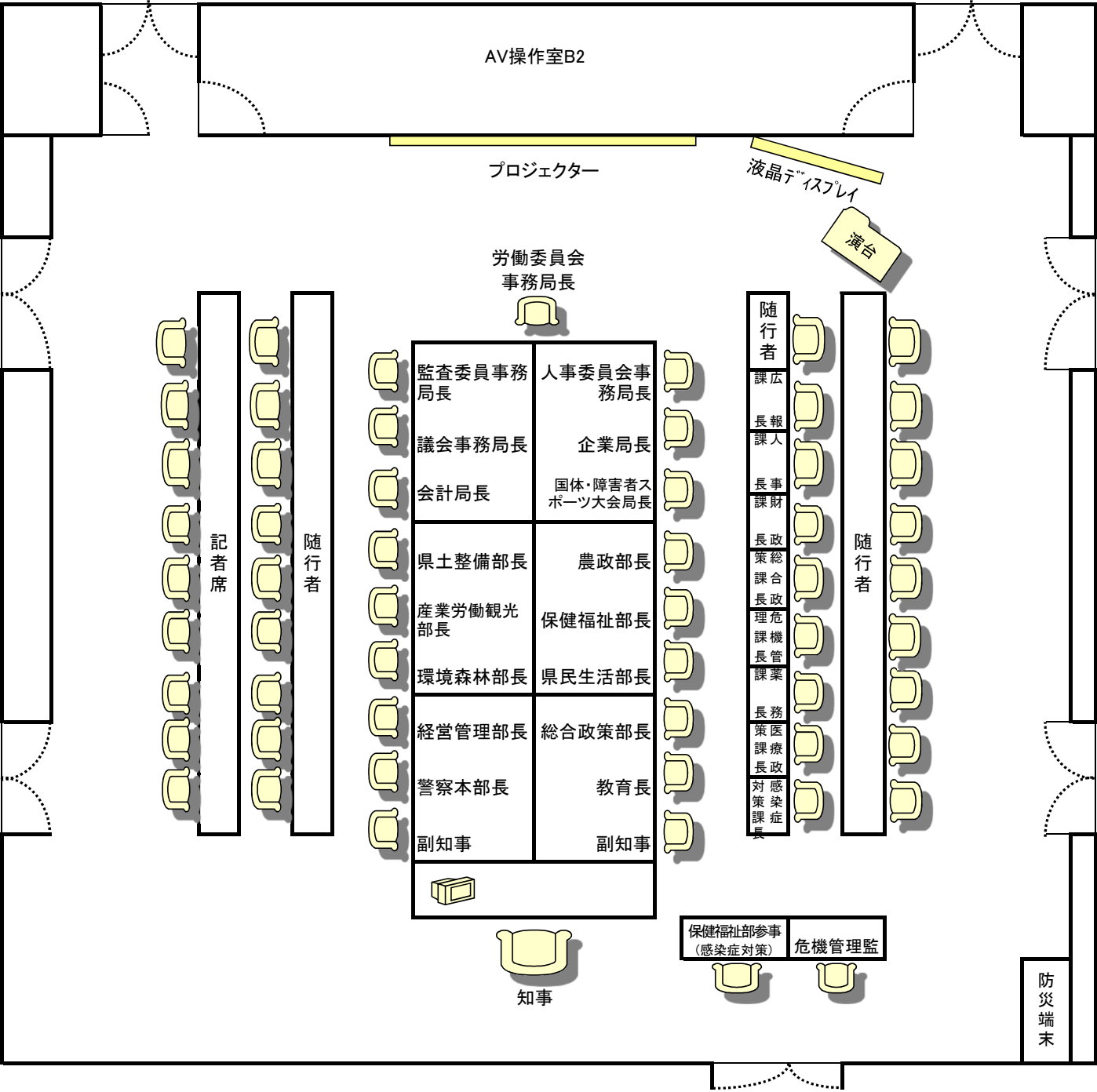
- (1) 今後の対応について
- (2) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	末永 洋之
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	國井 隆弘
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	仲山 信之
	産業労働観光部長	辻 真夫
	農政部長	青柳 俊明
	県土整備部長	田城 均
	国体・障害者スポーツ大会局長	橋本 陽夫
	会計局長	熊倉 精介
	企業局長	琴寄 行雄
	県議会事務局長	大橋 哲也
	人事委員会事務局長	清水 正則
	監査委員事務局長	北條 俊明
	労働委員会事務局長	渡邊 慶
	危機管理監	神山 正幸
	保健福祉部参事(感染症対策)	塚田 三夫

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



保健・医療提供体制確保計画の進捗について

病床の確保等について

▷病床の確保状況について

入院受入医療機関数：31 確保病床数：533（R3.11.30～）

→全ての医療機関と病床確保に関し書面で合意

ピーク時の病床8割稼働を目指す

▷臨時の医療施設の設置について

来年1月中旬以降の順次稼働に向け、施設・設備整備や医療従事者確保に取り組んでいるところ

○各臨時医療施設の施設・設備整備は、12月末までに概ね完了見込み

○医療従事者確保の取組

- ・医師会等、関係団体と協議中

- ・県内医療機関に対して医師・看護師等の派遣を依頼（12月8日通知発出、現在意向確認中）

- ・公募を実施（12月17日開始）

宿泊療養施設の確保について

既存施設	・施設数：6施設 ・療養可能室数：725室	
新規施設 【県央地区】 【県南地区】	・施設数：2施設 ・療養可能室数：150室程度	感染拡大時の使用について 協定締結済
調整中	・1施設程度	協定締結に向けて調整中

ワクチン・検査パッケージ（VTP）について①

感染対策と経済社会活動の両立のため、緊急事態宣言等下であっても、ワクチン・検査パッケージ活用により、飲食やイベント、移動等に対する行動制限を緩和（その他の活用も可能）

行動制限時の緩和

※感染状況により緩和を中止することがある

VTPなし

飲食

警戒度レベル2以上において、同一テーブル5人以上の会食回避を要請

カラオケ

緊急事態宣言下においてカラオケ設備を提供しないことを要請

イベント

まん延防止等重点措置以上において、VTP未活用の場合に収容人数の制限を要請

移動

警戒度レベル2以上において、不要不急の都道府県間の移動等は極力控えるよう要請

VTPあり

会食の人数制限無し

※とちまる安心認証店に限る

収容率50%以下でのカラオケ設備提供可

人数制限を緩和（収容定員まで可）

※感染防止安全計画の策定が必要

移動の制限を要請しない

その他の活用

旅行

第2弾 県民一家族一旅行（隣県拡大版）の利用時の要件（令和4年1月5日以降の旅行が対象）

民間事業

VTPを活用したサービスの提供（随時）

具体例：飲食店や宿泊施設における割引や追加サービス、高齢者施設や医療機関での面会制限緩和 など

その他

帰省に際して検査を無料で受けることも可能（随時）

ワクチン・検査パッケージ（VTP）について②

県民の皆様へ VTPの利用にはワクチン接種歴又は陰性の検査結果が必要です。

◆ ワクチン接種歴

スマートフォンアプリ(新型コロナワクチン接種証明書)、接種済証(コピーや撮影したものでも可)によりワクチン2回接種済み(2週間以上経過)を証明する。

◆ 陰性の検査結果

陰性の結果通知書を提示する。(有効期限:PCR等＝検体採取日+3日、抗原定性＝検査日+1日)

※健康上の理由でワクチン接種ができない方及び12歳未満の方は無料
(イベント参加等でその場で検査する場合は通知書は不要)

事業者の皆様へ

VTPによる制限緩和を受けるには事前登録等が必要です。

①・②は12/27(月)より登録受付開始（③は随時受付中）

①飲食店（飲食を主として業とするカラオケ店含む）

とちまる安心認証事務局に認証取得申請と併せて登録申請を行って下さい。（既認証店へは個別に登録確認を行います）

②カラオケ店（飲食を主として業としない店舗）

県感染症対策課に登録申請を行って下さい。

③イベント

県所管課にVTP実施計画を記載した感染防止安全計画を提出し、確認を受けて下さい。

※施設（映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等）が制限緩和を受けたい場合も同様です。

民間独自にVTPを活用したサービス提供等のみを実施する場合は登録は不要です。

(自前で検査を実施する場合は検査拠点としての登録が必要です。)

VTP等のための検査の無料化について

- ①ワクチン接種を受けられない方が**VTPを利用**するために必要な検査を無料化します。(12/25(土)から)
(民間独自のVTPを活用したサービスを受けるために必要な検査も無料化)
- ②**感染の拡大の傾向が見られる場合**等に、知事からの要請に基づいて受検した検査を無料化します。

①VTPを利用するための検査

対象者

- ・健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方
- ・12歳未満の方 ※いずれも**無症状者のみ**

自己の意思に基づく
未接種者は無料検査
の対象になりません

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点（薬局など（※））において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）
※検査拠点により異なります

無料の期間

12/25(土)から令和3年度末まで

②感染拡大傾向時等の検査

対象者

感染拡大の傾向が見られる、又はオミクロン株の市中感染が確認された場合、知事からの要請により、検査を受検する住民の方（ワクチン接種者を含む）※**無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点（薬局など（※））において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）
※検査拠点により異なります

無料の期間

知事が要請する期間

※検査拠点は、**県ホームページに掲載**します（今後順次拡大を図ります）。

<注意事項>

- ・発熱などの症状がある方は、**医療機関を受診**してください。
- ・無料検査で陽性となったときは、必ず**医療機関を受診**し、医師の診断を受けてください。

新型コロナワクチン追加接種の接種間隔前倒しについて①

本県の対応方針

国の接種間隔前倒し方針を踏まえ、市町と連携し、**追加接種の加速化を図っていく。**

対象者の区分	接種間隔	
	当初	前倒し後
医療従事者等、高齢者施設等の従事者・入所者 など	8 か月	6 か月
高齢者（上記以外）	8 か月	7 か月 （R4.2月～）

使用するワクチン

厚生労働省資料を加工

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田／モデルナ社のワクチンを使用します。

【1・2回目と異なるワクチンを用いて追加接種をした場合の安全性と効果】

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、様々なワクチンを用いて3回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が報告されています。

安全性	3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても、安全性の面で許容されること
効 果	1・2回目と同じワクチンを受けた場合と、異なるワクチンを受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分に上昇すること

新型コロナワクチン追加接種の接種間隔前倒しについて②

県営接種会場での追加接種

追加接種の加速化に向けて、県営接種会場における追加接種を令和4年1月中旬に前倒しして開始する。

場所	とちぎ健康の森（宇都宮市）
使用ワクチン	武田／モデルナ社ワクチン
対象者	2回接種を完了し、追加接種を希望する18歳以上の者 （1・2回目にファイザー社ワクチンを接種した方への交互相種も実施） 令和4年1月は、接種券をお持ちの医療従事者、高齢者施設等職員を優先
開設日	令和4年1月15日（土）・16日（日）・22日（土）・23日（日）・29日（土）・30日（日） （接種予約枠は、6,300人（各日1,050人）を予定。令和4年2月以降については、調整中。）
予約受付	令和4年1月11日（火）から、専用webサイトにて受付開始

年末・年始の過ごし方をお願い

★国内でオミクロン株の市中感染が確認されています

★年末年始は1年のうち最も感染拡大しやすい時期です

- ワクチン接種者を含め、「マスクの着用」や「会話する＝マスクする」、「手洗い」、「ゼロ密」、「換気」など、基本的な感染対策の徹底を継続してください。
 - 「混雑した場所を避ける」、「少人数で活動する」などして、感染リスクの高い活動を控えてください。
 - 帰省や旅行にあたっては、リスクの低減を図る取組をしてください。
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用してください。

年末年始の受診方法

発熱等の場合、

○かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談

○かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合、

A 受診・ワクチン相談センター（コールセンター）に連絡
→診療・検査医療機関を案内します

年末年始も24
時間対応

受診・ワクチン相談センター
TEL 0570-052-092

B 県ホームページから受診可能な診療・検査医療機関を調べて連絡

栃木県 診療・検査医療機関

